

杉並区総合教育会議記録

項 目	内 容
日 時	令和7年3月26日(水) 午前10時～午前11時45分
場 所	第3・4委員会室
出 席 者	区長 岸本 聡子 教育長 渋谷 正宏 教育委員 對馬 初音 教育委員 伊井 希志子 教育委員 前田 小百合 教育委員 大川 康德
欠 席 者	0 名
説明員	(杉並区) 副区長 渡辺 幸一 副区長 白垣 学 総務部長 山田 隆史 子ども家庭部長 松沢 智 子ども家庭部児童青少年課長 高倉 智史 総務部総務課長 秋吉 誠吾 (教育委員会事務局) 教育委員会事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 松尾 了 学校整備・支援担当部長 高山 靖 庶務課長 渡邊 秀則 学務課長 森 令子 特別支援教育課長 河合 義人 学校整備課長 安川 卓弘 学校支援課長 中曽根 聡 済美教育センター所長 古林 香苗 済美教育センター 統括指導主事 加藤 則之 済美教育センター 統括指導主事 清水 里恵 済美教育センター 教育相談担当課長 半野田 聡
傍 聴 者 数	2名
協議事項等	・教育行政の今後の方向性 (1)教育委員会改革の基本的な方向性 (2)子どもが健やかに成長できる(より大きな)環境づくりの方向性

会 議 資 料	資料 1 委員名簿 資料 2 席次表 資料 3 説明員一覧 資料 4 杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会の報告による再発防止の取組 資料 5 杉並区立学校 いじめ対応リーフレット 資料 6 杉並区子どもの権利に関する条例ができました。 資料 7 杉並区子どもの居場所づくり基本方針 概要版
事 務 局	総務部総務課総務係

総務課長 皆さん、おはようございます。総務課長の秋吉でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

会議の開催前に、私から本日の資料の確認、それから出席者の紹介をさせていただきます。

まず、資料の確認でございます。

1枚目、本日の次第。2枚目、資料1といたしまして委員名簿。3枚目、資料2といたしまして席次表。4枚目が資料3、説明員一覧。5枚目が資料の4「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会の報告による再発防止の取組」でございます。6枚目が資料5「杉並区立学校 いじめ対応のリーフレット」、それから7枚目、資料6としまして「杉並区子どもの権利に関する条例ができました」でございます。最後に8枚目、資料7としまして「杉並区子どもの居場所づくり基本方針 概要版」でございます。

以上、8点でございます。不足等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

次に、区長部局及び教育委員会事務局の説明員でございますけれども、お手元に「説明員一覧」を配付してございますので、紹介のほうは省略をさせていただきます。

次に、会議の運営について、ご説明いたします。

当会議は、個人の秘密を保つため、必要があるとき以外は公開としております。

また、本日の会議は会議録を作成しまして区のホームページで公開をいたします。そのため音声を録音しております。ご発言の際は、お手元のハンドマイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。

また、傍聴人から撮影、録音の申出がありましたら、杉並区総合教育会議傍聴基準第6条によりまして、区長が許可することとしてございますが、傍聴が現在1名ということでございます。

それから、職員が記録として写真撮影をいたしますので、ご了承願います。

それでは、ちょっと時間前ではございますけれども、令和6年度第2回杉並区総合教育会議を開会いたします。

進行は岸本区長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

区長 皆さん、おはようございます。今日はよろしくお願いいたします。岸本です。

年度末のお忙しいときにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置した、地方公共団体の長と教育委員会が教育施策等について協議、調整などを行うものです。限られた時間での会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大川委員は就任後、初のご出席を頂く会議となります。大川委員から一言ご挨拶を頂ければと存じます。

大川委員 大川です。皆さん、おはようございます。

去年の6月に教育委員に任命していただきました大川です。早くも1年になろうとしていますけれども、教育委員会の担っている役割がとても幅広くて、そして重大な役割だということを実感して、勉強しなくてはならないことが多いことに驚いています。

今日は区長と意見交換させていただく貴重な機会ですので、できるだけ積極的に発言をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

区長 大川委員、どうもありがとうございます。ほかの委員の皆様におかれましても、積極的に、もちろん教育長も、ご発言していただいて、意見交換をしてまいりたいと思います。

今回は教育委員会側からの打診があり、総合教育会議を開催することとしました。

教育長からは、深刻化するいじめ問題や教育委員会における不適切事案の検証等を踏まえて、大きく「教育行政の今後の方向性」という意見交換のテーマを頂きましたが、私の就任以降、これまでの総合教育会議の議題を振り返るため、さらに、(1)教育委員会改革の基本的な方向性、(2)子どもが健やかに成長できる(より大きな)環境づくりの方向性という2つの視点を設定させていただきました。

本日の会議で意見交換する前提として、この総合教育会議の在り方として、異なる執行機関である私たち区長部局と教育委員会の皆さんとの関係では、連携という表現をよく使いますが、区民の方から見れば「オール杉並区」として、杉並区の教育をどうしていくのかということに尽きるのではないかと考えています。

そうしたことから、区全体としてどのような方向性で教育行政を進めていくのか、子どもたちと向き合っていくかという大きな方向性の共通認識を持って、区長部局と教育委員会のそれぞれがどのような役割や機能を担うのかという視点で意見交換できればと思います。そのような認識でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事を進めていきたいと思います。

それでは、まず「教育委員会改革の基本的な方向性」からの意見交換を進めてまいります。

今年度を実施した不適切事案の検証では、外部有識者の意見を取り入れ、客観的な検証がなされ、再発防止策についても一定の評価がなされ、段階的に具体化を図ることとして、令和7年度に向けても必要な予算の措置や組織の見直しなどをしたところですが、さきの定例会でも様々ご意見があったと記憶しております。

再発防止策はスピード感を持って取り組むべきですが、複数年にわたるものもあり、1つ目は、教育委員会はどこに向かって変わろうとしているのか、教育委員会の改革に向けた方向性を共有することが大切だと思います。

また、検証における有識者の意見では、評価とともに指導主事の役割、教職協働、ハラスメント対策手続の不備、不適切事案の連続発生、表面化への問題意識などの具体的な課

題も示されていますけれども、これらの具体的な課題への対応について、これが2番目となりますが、この2点について教育委員会の考え方をお聞きしたいと思います。

まず、議論の前提として、検証概要の説明をお願いいたします。

庶務課長 私のほうから説明させていただきます。不適切事案等にかかる検討委員会が開催されまして、そこでまとめられた報告書を基に、再発防止策をまとめております。資料の4、A4の横になりますけれども、「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会の報告による再発防止の取組」という表を御覧ください。

不適切事案の発生、令和5年度に複数ございました。教育委員会並びに区立学校に対する信頼が失われる事案の数々であったと反省をしているところでございます。本当に信頼を失うのはほんの一瞬ということで、じくじたる思いがあるところでございます。

本日の視点の中にもございました、教育委員会はどこに向かって変わっていこうとしているのかということでございますが、まずは今回の検討に当たっては、区長部局も含めて、さらには外部有識者の方も含めて不適切事案、学校施設の安全管理だとか組織、人事、情報管理、そういったものについて、いろいろご議論いただいた上で、再発防止に向けたご指摘、ご意見なども伺ったところでございます。

加えて、職員一人一人が不適切事案、課題なども含めて、それは自分事だという考えで意識改革に鋭意取り組んでいく、さらに学校現場とともに改革を組織一丸となって、さらには区長部局と共にやっていくと、そういう考えになっているところでございます。

本日のA4の資料は、これは本当に概要版でございますが、大本の報告書についてはそこにURLを書いてございますので、報告書はそこを御覧いただければと思います。

A4の中身そのものについて、ちょっと概要だけ手短にお話をさせていただきます。

「7年度の主な再発防止の取組」と書いてございますが、左側が要因分析した結果で必要な改善点、右側が主な再発防止策ということで書いてあるものになります。

1点目が、学校問題発生時の一元的な情報管理体制の整備及び情報連携が必要ではないかという改善点の指摘がございました。これに対し右側に主な再発防止策として列記しております。学校問題の相談支援体制の強化を図る必要があるということで、学校対応の支援組織を、教育人事企画課改め教育人事・指導課が今度できますが、そこに学校問題対応支援係、愛称はCEDARということでなっておりますが、それを新設する。さらに、リスクマネジメント研修を実施するほか、区長部局と事務局の連携強化の一環として、こういった総合教育会議についての回数増についても提言いただいているところでございます。

2点目は、規範意識の向上及び組織管理機能の向上という改善点の指摘がございました。主な再発防止策といたしましては、事務局とセンター職員の研修を実施していくということで、当然当該の不適切事案、複数ございますが、これを事例として具体的な研修を行うものでございます。また、組織風土についての指摘も報告書の中にございましたので、そこに関する職員自身の意識調査もアンケート形式でやっていきます。そのほか、教育職の業務整理ということで、事務系の職員と教育系の職員が混在している状態でございますので、その辺もきちんと整理していく。さらには、統合内部システムの学校への導入も

引き続き検討していこうという防止策を作ったところでございます。

3点目が、内部告発への対応・ハラスメント対応の仕組み整備でございます。もともとハラスメント対応として相談員の設置はございましたが、なかなかそれが周知されていないというのがありますので、ハラスメントに関しては、例えば強化月間などを設けて集中的にそういったPRを行う、そういったものもでございます。また、会計年度任用職員が同じところに長期にわたって在席していたと、そういったところから非常に不適切な事案が発生したというのがございますので、適正な配置さらには人事異動の仕組みについてもきちんとしていくというものでございます。

4点目、教育委員会事務局及び済美教育センターの組織の見直しというところで、これは一番最初の一元的な情報管理の部分と合わさるところでございますが、センターにある現在の一部機能、我々SAT機能と呼んでおりましたが、それを先ほどのCEDAR、学校問題対応支援系のほうに移した上で、本庁舎のほうに移動させるというところで組織の見直しの一歩としたところでございます。

最後に、学校の施設管理等の強化ということで、校庭のくぎの問題とかそういったものがございましたので、安全管理の充実ということで、現在校庭のレーキ掛けを実施していますが、継続して安全管理を行う、さらには防犯カメラの点検もしていくというものでございます。

最後、今後の取組としては、中長期的な対応ということで、教育行政のさらなる充実を図るために、教育委員会の組織再編を引き続き検討する。特に提言の中だと研修機能に特化したセンター、そういったものも考えるべきだというのがございましたので、そのことを引き続き検討する。

また、教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価というのを毎年やっておりますが、そういった仕組みを活用して、この上で述べました再発防止策については、その実施、内容について点検評価をしていこうと、そういったものでございます。

雑駁でございますが、不適切事案に係る再発防止の取組という概要でございました。

以上でございます。

区長 説明ありがとうございます。

検証結果を踏まえ、教育委員会の皆様からも改めてご所見をお聞かせください。

教育長 では、すみません、私のほうから。

今回、再発防止対策検討委員会を開催するに当たっては、政策経営部長、総務部長、危機管理室長、企画課長、総務課長、区長部局の皆さんからのご意見を頂きながら進められたというのは、非常によかったと思います。災い転じてではないですけども、見直すきっかけとして、今ご説明申し上げた再発防止策にしっかりと取り組んでいきたいなと思っているところです。

どこの部署でももしかしたらあるのかもしれないですけども、教育委員会の特殊性としては、やはり教育職と行政職が混在しているというところが大きな特徴というか、1つのきっかけになっているのかなと。これはやはり教育職、行政職それぞれが依存であったり遠慮であったりだとか、そういうところが大きな部分で根幹としては問題を産む背景にあったのではないかな。

また、役所特有のというところもあるのかもしれませんが、やはり例年どおりだったり、前例踏襲という文化がずっと来て、我々職員そのものが思考停止になってしまったりとかしているところが、やはり大きな問題の根幹だったのかなと。

そういった意味で、今申し上げましたが、我々職員の意識改革をどう図っていくのかということが、やはり全体を通底して非常に重要なのだろうと思っています。ここはやはり心を入れ替えて、しっかりと取り組んでいきたいなというところですよ。

また、その中で、特に児童・生徒の安全に対する危機対応というのは特に優先度が高いことでありますので、今ご説明申し上げた新しい組織、CEDARという愛称ですが、コミュニケーションのC、エンパシーですね、共感のE、ダイバーシティ、多様性のD、支援、アシスタントのA、それから解決、リゾリューションのRで、CEDAR、杉並の「杉」を取って愛称としましたが、この係を本庁のほうに創設して、もう種々ある様々な問題に対して迅速に対応していくことにぜひ積極的に取り組んでいきたいと思っています。

学校と教育委員会の迅速な情報共有だったり、あとは的確な意思決定、そして何よりも区長部局との連携を図る中核になる組織だと思っていますので、走りながらにはなりますけれども、この機能を充実させて、よりよい教育委員会、学校との関係をしっかり築いていきたいと思っています。

また、中長期的には、やはり教育行政、教育委員会の中心、中核を担っているのは杉並では済美教育センターで、例えば安全指導もそうですし、生活指導、学習指導、進路指導、学校との接点が一番多いところで直接担うところ、ここの業務がやはり肥大化してきていたということ、それからまた実際本庁と離れているところ、それはいい点悪い点があるのですけれども、やはりこの部分をどう見直すのか。今回は主に安全指導と生活指導に関わる部分を本庁に持ってきてということでやってみましたけれども、果たしてこれがどこまで機能していくのか、またこれが最終形なのかということについては、様々検証を加えながら、よりよいものに変えていく必要があるのだらうなと思っています。

とにかく教育委員会の仕事は、10年、20年先の社会を担う子どもの育成ということでありますので、そういう視点を忘れずに、常に改革を意識しながら、反省をしながら前に進めていきたいなと思っています。

私からは以上です。

区長 ありがとうございます。ほかの教育委員の皆様からのご意見をお聞きできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

對馬委員 對馬です。教育長もおっしゃったように、昨年度いろいろ出てきました不適切な事案などに関して、かなり再発防止について区長部局とも併せていろいろ検討していたいて、組織も新しくなる部分、本庁の中にこのCEDARというものを新設して、学校でのいろいろな課題に取り組んでいただけたということで、これに関しましては、いい変化と捉えて、ぜひ、私の立場で期待しているというのはもしかしたら言い方が違うのかもしれませんが、やはりうまく機能していただけたといいなと考えています。

どんな組織でもそうかもしれませんが、やはり時代に合わせてとか、そのときに合わせて、いい方向にどんどん変化をしていったほうがいいと思っていますし、その1つ

になるかなと思います。

もともと済美教育センター自体も、また夏頃にお引越しが完了すると伺っております。建物が新しくなって、済美養護学校がもう引越して、済美教育センターがまた新しい建物に移ると聞いておりますので、そちらも含めて、いい学校への支援をしていただけるといいなと思います。

先ほど教育長もおっしゃいましたが、今、杉並の小中学校に通っている子どもたちというのは、15 年後ぐらいですかね、になると全員もう社会人になって、そのままずっと成長していただいたときに、やはり未来を担う人たちになる、未来の杉並を、日本を、世界を支える子どもたちを育てているということ、やはり私たち 1 人 1 人が、学校現場の先生方もそうですし、教育委員会に関わる者たちも、それから区長部局の皆さんも、みんなが、1 人ずつがそういうことをしっかりと自覚をして、身をもっていい育ちになってもらいたいと、それに寄与できる仕事をしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

区長 ありがとうございます。ほかの皆様、いかがでしょうか。ほかに、後からでももちろん機会ございますけれども。

前田委員 前田です。今、教育長からのお話もありまして、ちょっと 2 点思ったので、お話ししたいなと思いました。

この教育委員会というのは、現場の先生をもちろんサポートするというすごく大事なお仕事と、もう 1 つ、さっきありました中長期の方向性というのを示していくというのすごく大きくて、そこに向けていろいろな行政の区長部局の方たちとも足並みをそろえながらやっていくという 2 点があるかなと思います。

やはり学校の先生方は、目の前のお子さんの対応で本当に毎日毎日大変なことだと思います。でも、その方たちとも同じものを目指しながらやっていくので、そちらに対応もしつつ、やはり中長期の方向性を示すという意義があるかと思っていますので、ぜひどちらも両利きでやっていきたいなと、それに対して私たちもできることをやっていきたいなと思ったのが 1 つです。

あともう 1 つは、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、教育職と行政職が混ざっていることは強みだと思います。それぞれ目指しているものは違って、例えば教育職の先生たちは、先ほど對馬委員からもありましたけれども、今後の 10 年後を支えていく子どもたちを育てているという誇りを持ってやっていらっしゃる。ただ、日々の中で忙殺されながら、なかなかそれがうまくいかないというものがきもありながらやっていらっしゃると思うのです。片や行政職の方たちは、杉並全体を見ながら、区民の方々のよりよい生活ということを目指している。先ほど依存とか遠慮というマイナスな部分が出てしまう面もあると思うのですけれども、ぜひそれぞれの良さを生かしながらよりよいものを共創していくという文化になったらいいなと思いますので、ぜひ闊達な意見が出る組織文化がより一層作られることを願っております。

区長 ありがとうございます。私もこの報告書が上がってきましたときに、この報告書を受けまして、今回の議会の前の記者会見と、そして議会に提出した来年度の予算編成方針でも、この報告書を出発点として、改めて杉並区の教育行政の信頼を作っていこう、そこに

対して区長部局も伴走し、最大の支援をするということを、共に歩いていこうということを当時申し上げました。教育長はじめ皆さんの思いをお聞きして、その思いを新たにしました。ありがとうございます。

検証委員会の有識者の意見で、「学校と教育委員会事務局、区長部局のつなぎ手としての指導主事」というものがありましたけれども、今回の検証を通じて、学校との対話のチャンネルが極めて狭い、各学校の実態が分かりにくいということを改めて感じました。

「教員不足」、「子どもや保護者のニーズの多様化」など、社会一般でそうしたキーワードで問題意識は共有されていますが、それらの問題意識を背景に、子どもの安全・安心を確保していくに当たって、実際に個々の学校ではどんな具体的な事象が発生しているのか、またそれに対して校長や教員の皆さんはどのように対応しようとしているのか、さらに解決に向けたリソースとして何が足りないのかなどという、教育現場からの生の声を聞くことの必要性がさらに増していると感じていますが、この点についてはいかがでしょうか。もういろいろ出ておりますが、どうぞ自由に、委員の皆様。

前田委員 引き続きで、前田です。教育現場を見ているときに、なかなか社会の大きな風潮としても、教員の働き方がすごくブラックであると。伺うと、学校の先生になりたいと思ったけれども、やはり今のこのブラックだブラックだと言われている中で、やめたというお子さんの声も伺ったりします。子どもたちと過ごすことが好きだったり、自分も学校に育てられてきた恩を感じている、そして今後の子どもたちの教育にぜひ力を注ぎたいと思った若者たちが、そのような決断をしているということにとっても残念な気持ちがあります。

今、そのブラックなところを何とか解消しようとして、働き方改革という言葉がありますが、以前は教員が楽をするためにという、少しマイナスな表現で広まったことがあった記憶があるのですが、最近はいくぶん子どもにたちに対して本来先生たちがやりたかった対応とか教育を充実させるために、というよい方向に少しずつ変化しているかな、印象が変化しているかなと思っております。

一方で、IT企業に勤める私からすると、やはりまだまだ教育現場、もう少しできることがたくさんあるなと思います。子どもたちを見ると、GIGA端末が導入されたり、あと保護者の連絡がIT化されて、私も保護者の立場でいるのですが、小中学校がすごく進んでいるなと。私、高校の娘もいるのですが、比べるのもあまりよくないかもしれませんが、とても小中学校が進んでいるなと感じています。特に小学校が進んでいる印象がありますが、最近中学校のお母さんと話したのですが、それがすごく見えていて、よいなという印象があります。

一方で、やはり教員の方の日々のお仕事という面についてはより進むとよいと思っています。勤務管理については今回ITが進むので、力強い一歩と思っているのですが、例えば交通費の精算含め、企業ではITでできているところがまだまだ紙であるという部分、そこにすごく教員の方たちが時間を取られている。例えば民間企業に勤めているお友達と比較すると、その格差にすごく残念な気持ちになってしまうことがあるという話も伺うので、そこはぜひ教育委員会で力強く進めていきたいなと思っているところです。

もう一歩行くと、教育委員会の皆さんのお話を聞いていると、やはりメールでの情報連携が多いなと思っています。情報の一元化をして、それを活用していくということを考えると、やはりメールではちょっとまだ旧来型だなと思っています。今後マイクロソフトの製品等の活用も進んでいくと思いますので、まず情報をＩＴ化する、つまりデジタイゼーションし、それを活用していくというデジタルトランスフォーメーション、そこまで見据えてぜひ力強く進んでいけるように支援していきたいなと思っています。

区長 ありがとうございます。学校のＩＴの政策、そして内部情報システムも来年度大きく躍進すると聞いておりますが、やはり皆さんおっしゃるように、何のために、何の目標に向かってそういったことを進めていくのかということが大きいと思いますが、教育長、この件何かございますか。

教育長 担当に聞くと、杉並区は令和７年度すばらしいことに取り組むのですね。回線も今年度いち早く１０ギガに増強していただいたし、来年度の夏には今まで学習系と校務系と分かれていたネットワークが一本化されて、これまで先生方も２台持ちで、データのやり取りすら不便だったものが、もう劇的に変わって、データがフルクラウド化されるので、ロケーションフリーで仕事ができるようになる。研修にパソコン持って行ってとか今までできていなかったことができる。そうすると、多分都内でもかなり先進的なＩＣＴの環境が整うのだろうなと思っています。

今、区長がおっしゃられていたとおり、そういった環境が整備されるので、４月からもう早速校務ＤＸに教育委員会事務局並びに学校現場も取り組んでいって、とにかく働き方改革の１つのツールとして、有効な手段として、ペーパーフリーにしたりだとか、そういったことから徐々に進めて、ＩＣＴ環境ナンバーワン、働きやすさナンバーワンの杉並区をぜひ目指したいなと思っていますところであります。

区長 具体的な変化が職場で起きていくということは非常に重要だと思います。自分たちの仕事が大切だということも感じることができるし、それは本当に区長部局も同じだと私は思っております。

この件に関して、いかがですか。大川委員、もし何かございましたら。

大川委員 そうですね、特にＤＸに加えて、杉並の特色というのが、私の大学時代の友人が東京都の教育委員会で職員として勤めている者がいて、そこで聞いたのですけれども、そしたら、外から見たら「杉並はやはり教員の数が、区費教員がいることが、都から見たら充実しているよね」と、特徴として言っていました。特に彼は教育委員会からＴＥＰＲＯというのですかね、人材を提供する都の組織に勤めているから、「本当はもっと利用してほしいのだけれども、杉並区はやはり人材がほかの区に比べて充実しているので、なかなか営業に行っても」という話で、「ぜひ利用してください」と言っていました。

やはりうちの区は、区費教員と教員の数が減っていると言われている中でも、維持されているのが特徴なのかなと感じています。

對馬委員 今、大川委員がおっしゃった区費教員の先生方、本当にお世話になっているのですけれども、当初百二十何名とかいらした区費教員の方が今半減してしまって、ご家庭の事情などでお辞めになった方もいらっしゃると思うのですが、あとは５０人、６０人ぐらいの区費教員の中で、先ほどから出ている重要な役割の指導主事になられている方とか、そ

れから管理職の副校長になられている方とかがいて、現場で授業を持てる先生がより少なくなってしまうので、やはりここはある程度の定数を確保していただけないのではないかなと思っています。

以前は杉並区の区費教員は、師範館というので育てて学校現場に出る、そこまでやるのは大変だと思いますけれども、その途中でお辞めになった先生とかに復帰していただくとかいろいろな方法はあると思うので、やはり各校1人ぐらいはいてくださると非常にありがたいのではないかなと。

実際に私たちが学校を見に行っても、大変なお子さんが最近目立つ。急に行って10分ぐらい見ているだけでも、「うん、大変だな」というクラスが幾つもありますので、ぜひやはり人手というのは大人の人手、学生なんかを手伝ってもらっている学校も多いですけれども、ぜひ区費教員の方、ある程度の定数は維持してもらえとうれしいなと思っています。

伊井委員 今お話が出た中で、区費教員もそうなのですが、エデュケーションアシスタントというものも採用されていたりとかするので、どういう人材、リソースという言葉がさっきありましたけど、どういう人材をどのように採用していくのかとか、それから教育DXはどんどん進める、もちろん庁内でも進めていくということなのですが、やはりそこについてくる方々の立場を考えると、皆さんが同じだけの力量があったり、同じだけの知識があるわけではないので、その辺のバックアップといいますか、研修であったりなのですが、このようなところを目指しているのだということを伝えていただきながら、その技術的なものとかそれから使い方のあたりというのは、ぜひ下支えしていただけないかなと思います。

できる者だけがやっていけばいいというのではなくて、いろいろな情報を共有していく、力も共有していくような風土というのは、助け合いと言ったらすごく単純な言い方ですが、何を共有していくのか、何を目指していくのかというあたりは具体的に明らかにしながら進めていただけたらいいかなと思います。ありがとうございます。

区長 ありがとうございます。様々具体的なお話がありました。議題1のまとめに入っていきたいと思うのですが、民間の学校法人で例えますと、経営者層には理事長のほか学校長がいるのが一般的ですが、公立学校の場合は、その経営者層は教育委員会になります。そこには全ての学校校長、公立学校長が参画することを法は想定していませんし、現実的にも困難です。これは教育委員会制度と公立学校の特徴だと思います。

日々子どもたちと接し、向き合っている各学校の先生の意見を聞くことは、間接的に子どもや保護者の意見を聞くこととも捉えることができますが、今回の検証は教育委員会、区長部局、学校長、子供園長、外部有識者が参画したことで、これまでにない構成で行っており、区長部局の職員と学校長が直接の意見交換をする大変貴重な機会となりましたが、区立学校の現状の全てのお話ができただけではございません。今、各委員からお話いただいたことも、そういった一環だと思います。

こうしたことから、区全体として、学校との風通しのよさをどのように確保していくかも重要だと感じております。

教育長に一言お願いしたいと思います。

教育長 風通しのよさの確保はとても大事だと思います。

ちょっと違う観点で、今、各委員のお話を聞いていて、改めて自分が校長時代のことを思い出していたのですけれども、杉並は非常に恵まれた教育環境にあるのですね。特に白垣副区長とお話すると、教育はお金かかってしょうがないという話をよくされるのですけれども、いや、それぐらい本当にかけていただいている、最近でいったら、区費教員を固有で持っているということはすごいことですし、図書館司書も毎日いるような環境は多分 23 区でも本当に数えるほどしかなかったりだとか、S S W も本当に他地区に先駆けてこれだけ厚い人数を配置していただいたりだとか、さらには学校支援本部の仕組みなんかがあって、学校の支援体制というのは、本当に都内でも誇っていいような状況にあると思うのですね。

でも、そういったことは、やはり教育委員会は広報下手なのか、あんまりアピールができていないのです。先ほどの I C T の環境整備だってすごいことを令和 7 年度にするのに、でもあんまりプレスとかしていないですし、目立っていないですね。

だから、そういった風通しという大きな意味で言うと、やはり教育委員会の広報みたいなことも、ぜひ区長部局と連携して、区長部局の広報課の広報専門官の方なんかにもご尽力いただいて、教育委員会もぜひ載せてもらって、どんどんどんどん杉並の教育のよさをアピールしていくことが、やはり学校現場の自信にもつながって、いい好循環が生まれるのではないかなんていうことを考えました。

それから、今回、組織配置が変わっていくことで、本庁に指導主事が来るのですね。これも杉並にとってもみると、多分十数年ぶり、これまで、学校支援課に 1 人いたりということもありましたけれども、1 つの課にしっかり複数名の指導主事が配置されるのは本当に久しぶりの状況なのですね。それによってどのようないい化学変化が起こるのかということは、ぜひ皆さん期待していただきたいと思っています。

ただ、そういった恵まれた杉並の教育環境ではあるのですけれども、私、杉並の校長経験がある者として、大きな特徴としてアドバンテージがあると思うのは、やはり学校の裁量性が大きいというのがすごく魅力なのですね。多分 23 区の中で、始業式、終業式の日を校長裁量で決められる地区なんてないのですね。授業時数だったり日数を学校経営の観点から決定できるという裁量性を与えられているというのはすごいことだと思います。

加えて、やはり地域性のよさみたいなものもあると思うのですね。高い学力、落ち着いた家庭環境、協力的な地域、そういった恵まれた教育環境にあるというのが、やはり杉並の学校だと思っています。

ただ、ちょっと厳しい言い方をすると、そういった安定の上にあぐらをかいてきてしまっていたのかもしれないという反省はあろうかと思います。何もしなくてもどうかなってしまうと、あるいはもしかしたら、それが緩みにつながってきたのかということもあろうかと思っています。

ですから、今後はそういった学校の自主性とか自律性を尊重して、学校がもっともっと主体性を発揮できるような支援をしていくこと。ただ、それとともに、子どもたちの安全に関わること、子どもたちが安心して生活できること、そういったことに関しては、適切

にやはり指導管理するということも必要になってくるのだらうと思っています。

今まで以上に学校との情報共有、連携が必要になると考えております。学校の主体性を大切にしながらも、ちょっと言い方が厳しいですけども、ある意味放任にならないよう、そして学校から信頼される教育委員会になるように、ぜひ心がけて教育行政を進めていきたいなと思っています。

以上です。

区長 ありがとうございます。今日のこの議題（１）を話す中で、やはり杉並の強み、強さということのを改めて実感いたしました。

さらに言えば、区長部局と教育委員会との連携ですけども、もっといろいろ考えられるのかなと思いました。私たちが地方自治体として言葉を発するという、これはもちろん広報的な大きな役目ですけど、これは当然教育の現場というか教育委員会からも、子どもたち、そして保護者、地域社会全体にコミュニケーションしていくということだと思うのですよね。ここは区長部局も全く同じ課題とか重要性ということを考えておりますので、こういった議論もこれからもっとできるようになるのかなと今、思いました。

教育長が昨年来てくださったときに、杉並の強さ、すばらしさというのを言ってくださって、そこにおいて緊張感を持って出発していこうということを、ちょうど１年前ぐらいにそう言って来てくださったことを思い出して、そのお気持ちに改めて戻って、私も頑張りたいと思います。ありがとうございました。

では、次に、議題（２）のほうに移っていきますけれども、時間大丈夫ですか。結構過ぎていますね。議論が盛り上がってうれしいことです。

子どもたちの生活の場は学校だけではありませんので、より大きな視点で、子どもたちが安心して健やかに成長していくために、学校も改めて、区全体としてどのような環境整備を図っていくかという観点にまで視点を広げてみたいと思います。

今回、子どもの権利に関する条例といじめの防止等に関する条例の２つの条例が可決・成立し、４月から施行されます。

２つの条例の関係は、原則１８歳までの全ての子どもの権利の保障について定めたのが子どもの権利条例であり、その上で、学校の子ども同士を対象に、子どもの権利を侵害する１つの行為であるいじめの防止等を定めたいじめの防止等に関する条例があるというイメージだと思います。

子どもの権利条例は、令和５年の総合教育会議で、子どもの権利擁護に関する取組を進めていくに当たり、皆様から貴重な意見を頂き、区長部局、教育委員会が足並みをそろえてこれまで検討してきました。

子どもの権利に関する条例は、子どもの権利条約、こども基本法の精神にのっとり、区や保護者、区民等の責務や役割を明らかにするとともに、子どもが気軽に相談できる救済機関の設置など、子どもの権利の保障に関する施策等を定めています。

いじめの防止等に関する条例についても、子どもの権利に関する条例と併せて、増加傾向にある小中学校において発生するいじめに総合的に対応するため、教育委員会と区長部局が協力して検討をしてきました。

国や都においても、子どもを取り巻く現状を踏まえ、子どもの権利を保障する取組を行

っていこうという大きな流れの中で、今後、杉並区はどのように未来を担う子どもたちと向き合っていくのかという方向性などについて意見交換をしたいと思います。

はじめに、依然として増加傾向にあるいじめに論点を絞り、意見交換をします。

いじめは子どもの権利を侵害する行為の1つであり、子どもの権利に関する条例と同様に、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するための条例を制定した意義は大きいと考えております。

いじめの防止等に関する条例の理念に基づき、具体的な行動をどのように落とし込んでいくかという点でより重要になるのは、いじめ防止基本方針や対応マニュアルではないかと思います。一言でいえば、どのように防止するかと思います。

これらを、防止に力点を置いた基本方針、マニュアルの見直しについての意見交換を行いたいと思います。

事務局からの説明をお願いいたします。

統括指導主事 済美教育センター統括指導主事です。

資料5「杉並区立学校 いじめ対応リーフレット」を御覧ください。

こちらは、次年度4月にそれぞれの学校で、教職員がこれを見ていじめに対応することを想定して作成したものです。ですから、教職員向けの資料となります。

もともとデジタルリーフレットとして作成していますが、紙に印刷して、教職員が手元に置いておける、そうしたことを想定して、ページもデジタル上で見ていきますと、右側に1ページがあるような、そんな形になっています。

まず1ページを御覧ください。

「子どもを見つめる」として1番がございます。先ほど区長からお話がありましたように、やはり防止に取り組むこと、いじめが起きてからどうという以前に、まず子どもたちがいじめられているですとか、そういったことを教職員がキャッチするためのチェックリストになっています。こちらはちょっと小さい文字なのですが、1ページの一番下のところに、東京都教育委員会が作成した資料を基に記載したものになります。

続いて裏面、2ページを御覧ください。

様々ないじめの定義というのは変わってきておりますが、現状、いじめ防止対策推進法で示されているいじめの定義が2番「いじめを知る」の部分にございます。いじめは継続的に、また複数の者から行われたものなんていう、そういった誤った理解をしている教職員がいないように、こうした定義を掲載しています。

続いて、同じページの3番「いじめの対応」です。やはりいじめはあってはならないと発信していても、起きてしまう可能性があるのがいじめですので、3番からずっと右側の3ページの最後まで、いじめを発見してから学校がどのように動いていくべきなのか、これを大きな流れにしてまとめたものが3番のいじめの対応です。

一番最後、3ページ目の下に、(5)としまして、「定期的・継続的な経過観察・確認の実施」、いじめを解消と判断するためには、「ア 解消の確認」にありますように、相当の期間、少なくとも3か月行為がやんでいることを確認しなければならない。そうしたことも示されていますので、学校にもきちっと伝えていきたいと考えています。

最後、4ページです。「いじめの重大事態発生時の対応」。やはりいじめの対応、先ほど

の2ページ、3ページにもありましたが、初期対応というのがやはり非常に重要なものですので、こちらでも学校がこのページを見て重大事態の疑いありという、そうしたケースにすぐに対応できるように大きな流れを示したものでございます。

私からは以上です。

区長 ありがとうございます。大変分かりやすいリーフレットだと思いますし、教育現場で先生方の大きな力になると思います。

教育長、いかがでしょうか。

教育長 大変残念ながらいじめの認知件数は増加していて、重大事態の疑いのある事案も増えています。もう小学校では2,000件を超えているような状況で、もう危機的な状況だと思っています。

こういったいじめの防止条例、権利条例が制定されることを契機に、教育委員会と区長部局、それから学校、家庭、地域、もう本当に社会総がかりで子どもが安心・安全に生活できる環境を作っていかなければいけないというのは、改めてしっかりとやっていきたいなと思っています。

いじめ防止条例の理念に基づいて、具体的な行動をどのように落とし込んでいくかという、区長のご指摘はまさにそのとおりで、今、済美教育センターを中心に基本方針、マニュアルを改定したのですけれども、この条例を機にさらにブラッシュアップをしているところであります。

これまでの基本方針は、いわゆる教育委員会が策定ということになっていましたけど、法では地方公共団体が策定するとなっておりますので、こういった子どもの権利に関する条例の制定を機に、区が策定する基本方針としていくという方向で、ぜひご理解いただけたらなと思っています。よろしくお願いします。

区長 それでは、ほかの教育委員の皆様にもご意見を伺いたいと思います。どなたかございますか。大川さん、お願いします。

大川委員 今、教育長もおっしゃったように、区が制定していくという基本方針ですね、それもありがたいと思いますし、また、例えばそれを議論していく中で、教育委員会と連名で出すということだとか、ではどういう形で発信していくのとか、そういったことをこれからいっぱい詰めていければいいのかなと思います。

その中で、私からは、このいじめ防止対策推進法ですね。そもそもその法律が物すごく分かりづらいのですよ。すごく誤解を生みやすい。先ほどご説明であったように、いじめの定義自体が、よく専門書に書かれているのは、社会通念上使われている言葉と法律上のいじめとは違いますと、昔からあるぶったり蹴ったりというのがいじめだという一般的なイメージではなくて、法律では、被害に遭った児童が不快に思ったらいじめということなのですね。

それから、重大事態という言葉も、すごく重大なことが、深刻な事態が実際に起こったのかという用語の使い方なのですから、よくちゃんと見てみると、そういう疑いがあるときなのですね。まず学校なり、私たちが拾い上げなければならないよという端緒なのです。なので、結局調査したけれども、いじめはなかったとか、そういうことも十二分にあり得るし、そういった、数だけで問題数が増えたから大変だということではなくて、

前向きに進んでいく必要があると思うのですね。

その中で、分かりやすくするために、このいじめ防止対策は教育なのだと考えると、法律とかを読みやすくなるのです。いじめは、先生方が子どもたちのコミュニケーションがうまくいかない状況になったときに、早くに関与して行って、先生が「仲よくしなさいよ」と、「今言ったことによって、彼は傷ついたじゃないか」ということで、日常的に先生方はいつもやっているではないですか。それがいじめ対策なのですよ。

もしその中で、ぶったり蹴ったりで傷ついたら、それは学校の先生、担任だけではなくて学校で共有しようとか、さらにもうちょっと大きくなってきたら、学校だけではなくて教育委員会とか調査をして原因を探りましょうと、教育だと見ていくと分かりやすいと思います。

なので、重大事態調査も、児童生徒への指導支援と再発防止を目的とするのだよ、決して責任追及や争訟等への対応を直接の目的とするのではないのだよというのは、国のガイドラインでも明記されていることなのですね。これはどういうことかということ、教育のための対策ですよということを頭に入れながら読んでいくと、分かりやすいのかなと思います。

なので、このパンフレットも先生方が教育するときの教材というか対応のマニュアルとして読んでいただけるように、うまくできているのではないかなと思いました。

区長 ありがとうございます。伊井委員、お願いいたします。

伊井委員 今の大川委員のいじめの、ついついこういうものはすごく堅い気持ちで読んでしまいますけれども、今のこれが教育だというおっしゃりようが、すごく胸に落ちたなと思いました。

権利に関する条例、こういったいじめ対応に関する条例といいましても、ではこれを子どもたちにどうやって伝えていくのか、子どもたちに「こういう権利がありますよ」とか、「いじめ防止条例はこうなっていますよ」と言っても、子どもたちに伝わる場所ではない。それをどのように子どもたちに伝えるのかといったら、もう本当に日々の授業であったり学校生活であったり、でもそれだけではなくて、今の子どもたちの問題というのは、学校だけにとどまらないで、例えば塾であったり、それから中学生なんかは部活、習い事、すごくいろいろな環境、あるいはSNSとか、そういったところにまでいろいろなやり取りが広がっているということを考えると、子どもの環境だったり、それから家庭の状況、なので、本当に家庭の保護者の方にもご協力いただかなければいけない。それからもちろん教育委員会の中でも、それから区長部局、全庁的にも、本当に共有すべき問題なのだとすごく思うのですね。

子どもたちの環境は本当に異なっているなと思うこととして、学校から帰宅したときの子どもの表情や様子を見るということは、私が子育てしていた頃にはすごく言われたことなのですから、今はそれがかなうような状況ではない。皆さんお仕事されているし、それができないから、否、非ということではなくて、では、そこは誰が共有して、誰が支援していくのだということを考えると、居場所の問題とかいろいろなところに人材があれば、それが広がっていくのかなと思いますし、家庭の環境がいろいろだということを考えれば、今回給食費のことで支援していただいたのは、ある安定的な部分の1つに

なったかなと思っております。

ひとり親の方やヤングケアラーの方など、もういろいろな環境がありまして、発達障害であったり特別支援の課題など加わり、要因がもう本当に複雑化していて、経済的な支援だけでもできることが限られる中で、今後どのようにその子どもたちの本当の権利というものを守っていくか、この条例はあるけれども、その権利だったり、いじめの対応、教育とおっしゃったそこを守っていくのは、やはり大人の責任なのかなと思います。

ぜひ皆さんと共に、今後もいろいろ意見交換をしていきながら考えていけたらいいなと思います。

区長 ありがとうございます。教育長、お願いします。

教育長 大川委員のおっしゃられたとおり、教育と見ると、やはりすんと落ちるところがあるのかなと思います。ただ、やはり多くはそういう見方をしないので、どうしても、こんなにいっぱい発生していてどうなのみたいな捉え方をされたり、重大事態でとなると大ごとになってしまって、なかなか現場が疲弊していつているというのが実態なのかなと思います。

こういったリーフレットで細かく子どもを見つめる視点なんかを示して、利用しようとしても、今、伊井委員がおっしゃったとおり、やはり 100%見切れないのですよね。そうやっていったときに、どうしてもやはり子ども自身のいじめに対する感性というものを高めていく必要というのものもあるのだろうなと思っています。

自分の権利が守られると同時に他人の権利を守ること、まさにその権利条例で規定されている自分らしく生きる権利、1人1人が個人として尊重されること、そういったものを子どもがきちっと腹落ちして自覚していくということが大事だと。そのために学校での道徳の授業だったり、また今回、東京弁護士会の方による弁護士さんの授業を小学4年生と中学1年生で取り入れたりだとかとして、子ども自身が、子どもとの関係の中でいじめを防いだりとか、あるいはいじめの傍観者にならないような、こういう気持ち、マインドを醸成していくという取組をぜひしっかり取り組んでいきたいと思っています。

また、そういうことをすることになってくると、ますます、では子ども自身のそういった気づきだったり声をどう我々は拾い上げて、それをキャッチしていくのかということが重要になってくるのだろうなと思っています。そういったもの、子どもの声を確実に支援につなげるような、その仕組みみたいなこともしっかり考えていく必要があるだろうなと思っています。

区長 ありがとうございます。今日の議論、皆さんのお話を聞いていまして、改めてこのいじめの防止等に関する条例と子どもの権利に関する条例というのが同じ時期に成立したことの意味というのがとても大きいなと思いました。

伊井委員がおっしゃったように、子どもには、学校を出て、学校の外にたくさんの社会があって、その社会全体でいじめをなくしていくということ、あと、子どもたちそれぞれが自分のことを大切だと思うこと、それは他者を大切にすること、そういう、権利を守っていくというこの条例の大切さといじめ防止ということが、本当に地続きだということを今、強く改めて感じました。

さて、子どもの意見を聞くチャンネルということで、重要な機能の一翼を担っていくの

が新たに設置する子どもの権利救済委員ではないかと思しますので、事務局から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長 私のほうから、子どもの権利救済委員について説明をさせていただきます。

資料の6、『杉並区子どもの権利に関する条例』ができました！』というリーフレットのほうを御覧いただければと思います。

まず、子どもの権利救済委員についてご説明するに当たりまして、まず条例の概要について説明させていただく中で、救済委員についてご説明させていただければと思います。

このリーフレットにつきましては、4月1日に条例が施行するということを踏まえまして、子どもたちや事業者、あと区の職員が分かってもらうためにまず作ったものでございます。一応来年度の予算におきまして、実際の子ども向けの条例のパンフレット等は作っていく予定でございまして、子どもたちと一緒にワークショップをしながら、どのように条例を普及啓発していくかというのを考えながら、そういったものも作っていくことを考えております。

では、まずこのリーフレットの中身でございしますが、この条例の区が取り組む子どもの権利保障に関する施策等についてまとめられているものでございます。先ほどお話がありましたとおり、教育委員の皆様におきましては、令和5年度の総合教育会議におきましても、子どもの権利擁護に関する取組についてご意見とご議論を頂いたところでございますが、そこでの議論、併せまして子どもの権利擁護に関する審議会の答申と子どもの意見、こういったものもこの間聴取してまいりました。

こういったものを踏まえまして、「杉並区子どもの権利に関する条例」というのを今月19日に制定して、来週の4月1日から施行するという流れになっております。

まず、表紙のところの子どもの権利についてをまず説明させていただければと思います。子どもの権利というのは、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、全ての子どもが生まれながらに持っているものであることを明らかにしています。

では、リーフレットを開いていただいて、左側のページを御覧いただければと思います。

まず、条例制定の背景でございしますが、子どもを取り巻く環境が変化する中で、自分らしく生きることの難しさやいじめ、虐待、貧困等による様々な困難を抱える子どももおり、子どもの権利が十分に保証されていると言い難い状況に今あります。このような背景から、子どもの権利を等しく保障するために条例を制定したというところでございます。

そして、その下、この条例の目的でございしますが、子どもが権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会を実現することとしてございます。

次に、子どもの権利を守るために区が取り組むことを4点ご説明いたします。

右側のページ、「知ってほしい①」、大切な子どもの権利を御覧ください。

条例では、子どもの権利条約における一般原則、4つございまして、差別的取扱いを受けることがないようにすること、子どもの最善の利益を考慮すること、健やかな成長が図られること、意見を尊重すること、この趣旨を子どもの権利に関する基本的な考え方、基本理念として定めさせていただいた上で、6つの権利を子どもにとって大切な権利として示させていただきました。

なお、この6つの権利という形で区でまとめさせていただいているものにつきましては、子どもの権利条約に書かれている権利の趣旨を踏まえた表現になっておりまして、条約で規定されている権利をあえて限定するとか、新たに権利として示したりする、そういった趣旨ではございません。

次に、「知ってほしい②」、子どもを取り巻く大人の役割にあるように、子どもを取り巻く区、保護者、学校、児童館などの子ども関係施設、区民、事業者の役割等を定めてございます。

次に、裏面を御覧いただければと思います。こちらのほうで、「知ってほしい③」のところでございますが、区では、子どもの権利の普及啓発、子どもの意見表明と、あと子どもの権利保障に関する施策についての計画及び検証、子どもの権利に関する相談体制の整備などに取り組んでまいります。

それでは、最後になりますが、子どもの権利救済委員について「知ってほしい④」のところで説明をさせていただければと思います。

この子どもの権利救済委員につきましては、子どもの権利を守る施策の1つとして、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るために設置するものでございます。救済委員は、子どもまたはその関係者からの相談を受けまして、解決のための助言や支援、子どもの権利の保障についての必要な調査や関係者間の調整、子どもの権利を侵害した者に対して影響等に応じて意見表明または改善の要請を行います。

子どもが具体的な権利侵害に関する相談をしてくるということはあまりありませんので、救済委員は子どもの何気ない相談の中から、つらい気持ちや苦しい気持ちを受け止めて、問題を発見して、子どもの考え、意見を聞きながら、子どもにとって最もよい解決方法を一緒に考えて解決に向けた支援等を行ってまいります。

先ほどから各委員のほうからもお話がございましたが、子どもが抱える問題というのは、相談にきた時点では原因が特定されていないといったことや、大人が子どもの話を丁寧に聞いて理解しようとしなければ見つからないということもあることから、救済委員は子どもの権利につきまして優れた識見を有する弁護士等に委嘱する予定でございます。

地方自治法に基づく附属機関と位置づける救済委員につきましては、子どもの立場に立って相談を受けるとともに、区やその他の関係機関等に対しまして、公平中立な立場から調整などの働きかけを行ってまいります。

一応この救済委員の相談につきましては、令和7年の9月頃から開始していきたいと考えておりますが、まずは子どもが子どもの権利そのものや制度を知らないということで不利益を被ることがないように、子どもが親しみやすい方法で広く周知を行うほか、子ども自身だけでなく、大人や学校をはじめとする子どもに関わる施設におきまして、子どもの権利侵害からの救済について理解が深められるように、様々な機会を通じて広報を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

区長 ありがとうございます。それでは、教育委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

どなたかご発言は、いかがでしょうか。大川委員、お願いします。

大川委員 この子どもの権利条例ができて、恐らくいじめ条例の3条3項、4項とリンクし

ているのですよね。いじめも学校とか教育委員会だけではなくて、保護者、区民、関係機関と地域社会が一体となって克服しようとちゃんと条例でも宣言していますし、こちらの子どもの権利条例でもそれを受けてというか同様に、子どもは守られる権利を持っているのだよと宣言していますから、これは一体のものとして理解して運用していくことになると思います。

この救済委員ですかね、今ご説明のあった救済委員が今年の9月から動き始めるということなのですが、私は、教育委員と別に、杉並区の人権擁護委員というのも法務局から委嘱を受けて担当していますし、大学のハラスメント相談という同じような組織で助言とか解決に当たったりとかもしています。見ると大体同じようなこういう仕組みになっているのですね。相談を受けて、それについてお話を聞いて、必要な助言をしたり仲裁をしたりということなのですが、実際担当していて難しいなと感じることが大きく2点あって、1点は、強制力がないのですね。あくまでも助言をしたりお願いをしたりということで、警察とか裁判所ではないですから、その力の限界というかそれを感じるときがあるので難しいなと思うのが1点目です。同時に、それは相談してくる方が結構処罰とかを求めてくることが多いのですね。特にハラスメントだと、この上司を懲戒にしてくれとか、そういったことではなくて、やはりこの権利の救済委員というのは、理解を求めて助言をしたり支援していくということになるので、そのの難しさを感じるのが1点ですね。

あともう1つは、セーフティーネットという面がありますから、すごく幅広く相談を受けて、その中ですごく緊急性があるようなものについては、すぐに適切な機関につながなくてははいけない。本当に犯罪とか子どもの虐待があったらば、警察にすぐ連絡をしなければならぬという役割もあるので、同時に守秘義務的なものですかね、相談を受けるに当たって信頼してもらうためには誰にも言いませんよということを言わないと、特に子どもは本当のことを言ってくれなかったりするのですが、子どもに「誰にも言わないから教えて」と言いながら、警察につないでしまったとか児童相談所につないでしまったという、何か裏切られた感があったりとか、多分まだ制度設計として正解はないのでしょうけど、そういった難しい面を感じながらやっております。

人権擁護委員は杉並区にも13人おりますので、みんながそれぞれ経験を持っていると思いますから、ぜひ活用してもらえればと思います。

区長 ありがとうございます。今、大川委員がおっしゃったことは大変具体的なお話で、本当に所管でも、そういうことを考えながら進んでいくことになると思います。大変ありがとうございます。

ほかにご発言はありますか。前田委員、お願いします。

前田委員 私自身が不登校のお子さんのフリースクールをやったりもしていたり、自分の子どもを見ている中で、やはり子どもというのはどうしても世界が狭くなりがちです。家庭の中で保護される立場であるわけですが、最近社会的養護のお子さんとか、あと子どものSNS相談をしている方とか、子どもの第三の居場所を作っている方とお話する機会がありまして、家庭が必ずしも安心・安全な場になっていなくて、居場所がなくて外に行くというケースもすごくあるということを認識しています。

まずは子どもを守る第一の責任として、保護者というか家庭があるというのは理解するのですが、そこになかなか難しいお子さんがいるということですね。この「子どもを取り巻く大人の役割」という絵がありますけれども、本当にこの保護者というところは、ピンクで大きくありつつも、いろいろなところで支えていく必要があるのだなと思っております。

SNS相談の話を聞くと、もうせっぱ詰まった相談が来ていて、本当に「今から自殺します」と。そこで一生懸命SNS相談をしながら引き止めつつ、こういう居場所があるよということを伝えるのです。つながりたい。ただ先ほどあったように、誰にも言わないでねという相談が来ているので安易に直接はつなげないわけです。ですので、ここに、近くにあるよという情報を伝える。例えば沖縄から連絡が来てと、急に沖縄に行けるわけではないので、こういうところがあるよということを案内して、本当に行ってくれることを願っているという、そんな話もあったりします。

子どもの死亡の原因の1位が自殺であるという本当に悲しい現実がある中で、私たちができることは何なのかなというのを、教育委員会にいたり、あと保護者としても考えていますが、子どもを支える親にも苦しさがあるのだなということも気付かされます。実はひきこもりの方が集まる集いにも最近行ったのですが、社会的ステータスが高い親が子どもを追い詰めてしまうという、そういうケースもあるとのこと。必ずしも貧困とかそういう中で子どもが家庭にいられないというだけではなくて、本当に親が子どもを追い込んでしまうということなのです。社会全体がちょっと苦しいということの表れとして、子どもにしわ寄せが来てしまっている現状があるなと思っております。

なので、本当に子どもをまず第一に守りつつ、私たち大人も健康に、そして安心・安全な場を作る主体として、できることというのを引き続き探っていく必要があるのだなと思っています。杉並には大人自身もつながっていくいろいろな取組がありますけれども、大人自身が心身ともに健康になっていくということも併せて、これは区長部局とも一緒に取り組んでいくとよいのだらうと思っています。

区長 教育長、お願いします。

教育長 この救済委員の機能と学校問題対応支援係等の対応はどのようなのご質問を受けたりとかすることがあるのですけれども、私はこの救済委員の仕組みはとても大切だと思っていて、どういう点が違うかというと、教育委員会にあるものは、やはり教育になってしまうのですね、親にしろ子どもにしろ。そうすると、そこには教育的な側面、指導だったり、もっと言葉が悪くなると説得だったり、そんなふうになってしまって、例えば子どもの訴えに対しても、けんか両成敗ではないですが、表面的に早急に解決を急いであらうようなケースがあったりだとかすると思うのですね。

ただ、この子どもの権利救済委員という人の機能について今ご説明を聞くと、やはり徹底的に子どもに寄り添う、子どもの立場に立って支援をしていくという姿勢がとても素晴らしいし、それはやはり従来、今までの教育の担っていた部分と違う大切な機能だと思っているのですね。

ですから、調整だったり、要請だったり、時には学校だったり教育委員会にとっても、耳の痛いことを言う存在であるぐらい子どもに寄り添っていただけたらなと思いますし、

実際学校現場に入って指導なんかするのは、指導主事だったりだとかが活躍するのでしょうけれども、やはりその救済委員の方たちとは、子どものためにいい緊張関係を持ちながら、結果的に子どもたちが安心・安全に生活できるような環境を一緒に作れるような、そんな取組が進められたらすてきだなと思って話を聞きました。

区長 ありがとうございます。私もこの取組を子ども家庭部と一緒に作っていく中で、お隣の中野区の子どもの権利救済機関の見学にも行かせていただきまして、皆さんおっしゃったとおり、子どもに徹底的に寄り添うということ、話を聞くということ、そして強制力がない点に難しさもありながら、時によってはケースに応じて必要な場所につなげていくという、専門的な知識、知見を持つ方たちの大きな力を本当に感じましたし、そういう力を養っていくということが、区として大切だと思いました。

それから、保護者のお話もございました。私も、これはどちらかというと保健福祉分野になりますが、保健センターで、子育て中のご両親、お父さん、お母さんの精神的な健康も含めた講座などをやっているのですけれども、社会的養護の対象ではない家庭、いわゆる「健康」とされている家庭のお母さん、お父さんが、特にお母さんがぎりぎりの状況にあるということを聞きました。

恐らく前田委員がおっしゃったように、ちょっと間違ったら、ちょっとしたきっかけで虐待に至ってしまうおそれのある家庭というのが多いということ、これは私たち子ども家庭部、保健福祉部、もちろん保健所も含めて、協力して、そして教育長がおっしゃってくださった教育としてのいじめの防止と、子どもの権利を社会全体で守っていくという両輪で進めていくということが、子どもの命を守っていくことなのだなと感じました。

さて、ありがとうございます。ここで最後となりますけれども、この子どもの権利に関する条例とともに出発するのが、子どもの居場所づくりの基本方針です。

今までのお話で、子どもにとって、学校は大切な居場所であるということ、家庭が一義的には大切な居場所であると同時に、それ以外の居場所が非常に重要な役割を果たしているということが出てまいりました。

この子どもの権利やいじめとも関わって、最後にこの子どもの居場所づくりに関して所管からの説明をお願いします。

子ども家庭部長 子ども家庭部長です。

では、引き続き私のほうから、資料7「子どもの居場所づくり基本方針 概要版」に基づきまして説明をさせていただきますと思います。

まず、1ページ目の表紙のところが方針の全体の概要をまとめたものでございます。

この方針は、全4章で構成しておりまして、左上、第1章は「はじめに」といたしまして、基本方針策定の趣旨、背景や、その下、「基本方針の位置付け」などを盛り込んでございます。

左下、第2章は「子どもの居場所に関する基本的事項」です。基本方針の対象とする子どもの範囲をゼロ歳から18歳までとし、18歳以上の若者の居場所は別途検討することとしております。

そのほか、子どもの居場所の定義を、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や、時間、オンラインも含む全般を指すものと定義づけしてございます。

また、資料の一番左下におきましては、公による居場所か民による居場所かにかかわらず、子どもの居場所に関係する全ての大人に求められることといたしまして、居場所に関係する全ての大人が留意すべき視点を四角囲みに記載のとおり、子どもの安全が確保され、安心して過ごせる場とすること、子どもの思いなどを尊重し、子どもにとって最もよいことを考えることなど、子どもの権利保障の視点を中心に定めてございます。

次に、右側、第3章は「区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり」でございます。

一番上では、第3章・4章で、区の取組の対象とする居場所の範囲を記載のとおり定めております。

その下、区における今後の子どもの居場所づくりの理念として、子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進することなど、3つの理念を定めました。

また、その右、こうした理念に沿って、今後居場所づくりを行っていく上での基本的な視点といたしまして、視点1、成長過程に応じた居場所づくり、視点2、一般区民施設を子どもの視点から見直すこと、視点3、個別のニーズに応じた居場所づくり、視点4、多様な担い手による居場所づくりの推進の4つの視点を設けてございます。

その下には、視点の1から3に対応する今後の取組の方向性を記載しておりますが、こちらは2ページ目の資料のほうで後ほど説明させていただきます。

最後に、その下が第4章、「子どもの居場所づくりの推進に向けて」でございまして、左上、視点4に対応する形で、多様な担い手による居場所づくりの推進に関する取組を記載しているほか、子どもの権利の普及啓発、子どもの居場所の情報発信、子どもの居場所づくりネットワーク、こうした取組や最後に推進体制について盛り込んでいるところでございます。

それでは、2枚目、裏面を御覧いただければと思います。

こちらは今後の具体の取組項目を記載した資料となっております。時間もございましたので、主なものを抜粋してご説明させていただきます。

まず左上、全ての子どもを対象とした児童館でございます。

児童館は、これまでの児童館再編の考え方を見直し、今ある25の児童館は機能を強化した上で全て残すほか、現時点で中学校区に児童館がない地域では、今後ほかの区立施設との併設等を前提に新たな児童館整備を検討してまいります。

また、児童館のうち7館を中・高校生機能優先館に位置づけてまいります。

次に、小学生の居場所です。

小学校施設を活用した取組として、まず放課後等居場所事業は、令和9年度までに全ての小学校に拡充するほか、令和9年度、全校実施に合わせ、新たにおやつ提供を開始するなど、事業の充実を図ることとしてございます。

また、日曜・祝日の校庭開放を拡充するほか、概要版には記載ございませんが、小学校での朝の居場所づくりとして、学校始業前に学校開放を行う試行的な取組を令和7年度に実施することとしております。

学童クラブにつきましては、引き続き小学校内等での整備を検討していくほか、放課後等居場所事業の拡充で、成長段階に応じて安全・安心に過ごせる環境が全小学校に整うことから、令和9年度から学童クラブの利用対象を見直してまいります。

また、大規模学童クラブにつきましては、運営面での充実を図ってまいります。

次に、乳幼児の居場所では、子ども・子育てプラザの内容の充実を図るほか、ゆうキッズ事業を継続実施していくこととしておるところでございます。

次に右下、中・高校生の居場所でございます。

先ほど児童館で述べたとおり、中・高校生機能優先児童館を各地域1館ずつ7館整備することといたしまして、今後当事者である中・高校生の意見を聞きながら、令和9年度から順次移行することとしております。

次に、右上（2）公園等の一般区民施設を活用した居場所の充実でございます。

基本的な考え方を置いておりまして、子どもの多様な居場所を増やしていくため、子どもの対象施設だけでなく、公園、図書館などの一般区民施設について、子どもの居場所としての充実を図ることといたしまして、公園、図書館、集会施設、スポーツ施設において、記載の取組を行ってまいります。

最後に、（3）個別のニーズに応じた居場所づくりでございます。

基本的な考え方ですが、児童館などは全ての子どもが利用できるよう充実を図っていますが、一方で、個別のニーズに応じた専門的な支援を行う居場所づくりも重要であることから、障害や不登校、外国籍など個別のニーズに応じた居場所づくりにも記載のとおり取り組んでまいります。

説明は以上になります。

区長 ありがとうございます。今、説明してもらいましたけれども、この子ども居場所づくり基本方針を作る過程、その作業そのものは、児童福祉行政を中心的に行う子ども家庭部だけでなく、学校教育や社会教育、障害福祉、公園やまちづくりなど、そしてほかの公共施設も、様々な部門が一丸となる組織横断的な取組であり、作っていく過程がまさにそうであったなと思ひ返しています。本当にこの基本方針ができたことは、今日の子どものいじめや命を守るということに関しても非常に重要な取組になると思ひてございます。

特に短期間のうちに集中的に行う必要があります放課後等居場所事業の段階的な拡充など、学校施設を利用した子どもの居場所づくりに当たっては、これまで以上に子ども家庭部門と教育部門の連携や意思疎通が重要になることから、最後にこの点について、意見交換をさせていただきたいと思ひます。

どうでしょうか。まず、教育長からお願いしてよろしいですか。

教育長 学校がいわゆる授業で施設を利用しているのは、1日24時間、年間365日で見ると、多分3分の1もないと思うのですね。なので、学校教育というのは、教育課程の学校の教育計画に基づく授業時間というものにしっかり責任を持って、その施設の授業時間以外は、登校前、放課後、休日、長期休業中は、地域の公共施設としてやはり十二分に活用していただくことを明確にすべきだと私は思ひています。

学校が担ってきたものの棚卸しというのですかね、授業以外の時間、場所の管理は、社会教育とかあるいは福祉部門にしっかり委ねていくことが、昨今大きな課題になっている学校の働き方改革を進めるという視点からも大変重要だと思ひています。

そうは言っても、学校施設は学校のものという旧態依然とした意識というのが教員にはまだまだあります。中学校の部活動なんかでも、試合するかもしれないというので、体

育館をばっと部活動で押さえてしまって、地域に開放しないということがまだ行われていたりだとかして、小学校の校長先生もやはりそういう意識の方が多かったりとかしますよね。高倉課長と一緒に校長会に行って、こういった放課後居場所事業にぜひ協力してくれみたいなことを校長会にもお願いしに行ったりだとかという取組もしました。

教育委員会が今策定していますビジョンの推進計画においても、学校施設については、学校で使わない時間については地域住民の多様な活動とか学び合いができるような学びのプラットフォームにぜひ取り組みたいということを方針として大きく打ち出して、目指しているところであります。これは今般の子どもの居場所づくり基本方針の考え方とまさに同じ方向性を向いているものだ認識しております。

こうしたことから、教育委員会としても、今後一層福祉部門との連携を図りながら、学校を活用した子どもの居場所づくりの支援を行って、大きな視点で子どもが健やかに成長できるような環境づくりというのを一緒に取り組んでまいりたいと思っています。

区長 本当に前に一緒に進んでいけるという気持ちに、ありがとうございます。力強く思います。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。對馬委員、お願いします。

對馬委員 学校はやはり学校という何か別物のようなイメージがあるかと思うのですけれども、やはり施設として区民として使いたい施設、魅力のある施設だと思うのですね。

今、体育館や校庭は一部開放していたり、地域の方に使っていただいていたいたりすることが多いと思うのですが、ほかにも、私もそうでしたが、子どもが小さくて入園グッズを作りたいというお母さんとかがいたときには、家庭科室とかお借りできて、ミシンいっぱいあるし、いいのにな、なんて思ったこともあるのですけれども、少しずつそういう居場所として開放するということができるようになると、そういういろんなニーズに応えていくのではないかなと思っています。

近隣で学校三部制をやっているところで校長先生をやっている知り合いがいまして、ちょっと伺ってみましたところ、学校によりますけれども、その学校では、1年生の教室3クラス分を、1年生の授業が終わった時点でもう解放すると。運営は地域の方と業務委託の方がやっているそうなのですが、先生方として一番懸念があったのは、子どもの私物がなくなると困るということだったそうで、それにつきましては、子どもたちの使っているロッカーにバーンとシャッターを下ろして、それに鍵をかけるというものがあるのだそうで、それを導入したことで先生方は全くもう関知しないと、大丈夫になったそうです。

だから、先生たちは授業が終わって子どもを送り出したら、教室には戻らないで職員室で仕事をするということで。掲示物にある名前とかはどうなのですかと伺ったら、そもそもその学校の子どもたちが放課後過ごすということを前提にして、外部の人は入らないという前提なので、そういうものに関してはもうそのままでも先生たちも全く心配事はなく運営できているそうです。、家庭科室やら音楽室やら、そういうところも多分地域の人が使いたいのだろうと自分は思うけれども、その学校はいわゆる古い校舎なので、そこはちょっと上のほうの階にあるので動線がやはり厳しいということで、そこは開放していないけど、ほかの学校で1階にあるとか、あるいは別校舎に、別棟にあるというところ

ろは開放できるのではないかなというご意見も伺いましたので、杉並の学校にもそういう条件に合う開放の仕方というのはあると思います。

我が家はちょうど学校と児童館の間のところにあるのですが、そうすると、毎日1年生がランドセルを背負ってある一定の時間になると学童に行って、5時の鐘が鳴る頃になるとまた遠くのほうまで帰っていくのですね。そういう子どもたちをいつも見ていると、結構やはり負担になるなど。もちろん交通の安全性で言っても。

そういったときに、学校でそのまま残れるというのは、保護者にとっても非常に安心できる開放施設になるのではないかな。わざわざ学童の部屋とかを作らなくても、そこに残ることができるのであれば、それはとても有効な使い方なのではないかなと思いますので、モデル的にでも、1校でも2校でも進んでいけたらいいのかなと感じているところがあります。

区長 ありがとうございます。では、伊井委員、いかがでしょうか。

伊井委員 今お話を伺っていて、こんなにいろいろな形で子どもの居場所について検討していただけているのだなど、大変期待が持てるなとうれしく思いました。

コミュニティふらっと永福と、このたび高円寺の南のほうにコミュニティふらっと高円寺南ができたと思うのですけれども、そこは、これまでゆう杉並しかなかった中高生の居場所としてすごく柔軟に利用されているというので、喜びの声を聞いております。中高生にとって、公園で遊んでいれば、ちょっとにぎやかに集まっているよという感じで通報されてみたり、部活に入らない子とか、いろいろな活動の仕方があるので、それは今度このようなことで政策を進めていただけると、ありとあらゆるところに子どもの居場所ができていくのかなと思って大変うれしく思いました。

杉並第九小学校には子どもの居場所マップというのがありまして、ここでもやはりコミュニティふらっととか子ども・子育てプラザ、これ1枚になっていて、あと公園の情報も書いてあり、公園の使い方なども一応今いろいろなことが駄目ですよという感じになっていますが、そのあたりも柔軟にもう少し対応していただけるといいのかなと思います。

早朝サッカーの練習を、大宮前公園ですけれども、網で囲ってあるところに本当に朝、学校行く前にサッカーの練習をしているのですね、子どもたち。やはりすごくそうやって場所を選びながら、探しながら、自分たちの思いをつなげて頑張っているのだと思うのですが、こんなのもすごく世界が広がるなと思って、この子どもの居場所マップはいいなと思いました。

いろいろな形で支援してくださる方を求めるのも大変だと思いますが、子どもの居場所というと、そういう居場所があることで、先ほどのいじめだったり、そこにいろいろな大人が関わりますので、様々な目で子どもたちを見守ることができるのではないかなという意味でも、支援の1つ、それから大人としてのバックアップの1つになるということも自らも思いつつ、今後も進めていただけることを期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

区長 ありがとうございます。教育長、何かございますか。

教育長 やはり遊びはすごく大事だと思っているのですね。特に忙しい小中学生、もう本当

に習い事があつたりだとか、きゅうきゅうの生活を、特に杉並の子たちは受験をする子たちも多かつたりとかするので、しているわけで、そういう意味でのやはり子どもの居場所があつて、子どもが伸び伸びできる空間を確保するのはすごく大切だと思っています。

中学校では部活動改革を進めています。これもまさに子どもたちの居場所づくり、放課後の居場所づくりという発想で今取り組んでいます。従来の部活を地域の人に運営主体を移すということではなくて、子どもたちに直接、何校かの中学生に話を聞きに行ったのですけれども、やはりそうすると従来型のことをやりたいという子がいる一方で、体育館で自由にスポーツやりたいとか、ちょっと放課後残っておしゃべりをしたいとか、すごくいろいろなニーズがあつたりとかするわけですね。

だけれども、今ここに在る我々の学校時代を思い出すと、用もない生徒は早く帰れというのが一般的な生活指導の姿勢だったと思うのですが、やはりそういったところの発想も、学校も変えていかなければいけないのだろうなと思っています。

中高生優先の児童館を作っていたいだとか、コミュニティふらっとでそういったものをというのは、中P協でもずっと要望してきたことがようやく実現してきたことなのですね。やはり子どもたちがそういったインフォーマルな場面で様々な人間関係を作っていくということは、やはりこの時代の子どもの成長にとっては欠かせないことではあると思っていますので、多様な選択肢をぜひ用意していくという方向を、教育委員会もまた区長部局も、縦割りではなくて一緒になって提供できるようにしていけたらなと思います。

区長 ありがとうございます。そろそろまとめの時間となつてまいりました。

今日は、今までもなのですけれども、連携という言葉がキーワードとして出てまいりました。この総合教育会議の狙い、教育部局と区長部局と共に共通に話し合う場としての意義を考えたとき、今日の会議は私、大変重要だったと考えております。

もともととは学校の不適切な事案の再発防止ということから、そしていじめの防止条例、子どもの権利、最後は居場所ということで、まさに両者が連携をして地続き的に協力して対策をしていくということを話しました。今日のお話はちょっとありきたりの言葉ではありますが、「危機をチャンスに」ではないかと思いました。子どものいじめや自殺、様々な子どもの安全に係る危機的な事象を、むしろ子どもを守るという意味でのチャンスにしていくためには、私たちの連携が本当に大切だということを実感した会議でありました。

そして、最後のテーマだったのですけれども、学校は、教育の場であると同時に大切な公共財であるということ、これに関して皆様の非常に前向きな、一緒にやっていこうというご意見を伺えたのは、私たちにとって大きな力となります。

そして、中高生の居場所ですよね。中高生が自ら考えて、そして今あるコミュニティふらっとなど、これからもゆう杉並の経験を生かして、中高生が自分たちで考えて提案していくような取組も進めてまいりたいと思います。

これは私、最近いろいろ考えていることなのですけれども、柔軟であるということが重要なルールになっていくのかなと。この子どもの居場所、多様な居場所を地域に作っていくというときに。これはまだ私たち職員の中でも議論が始まったわけではないのですが、

やはりいろいろな物事に対する責任をしっかり持っていくことは当然重要なのですが、その上で私たちは柔軟にいろいろな垣根を乗り越えていくことをイメージさせる子どもの居場所づくりを前に進めてまいりたいと考えております。

では、最後に教育長から意見を伺います。

教育長 はい。ありがとうございました。私も就任当初からずっと校長会でも、また区長にも話してきていますけれども、やはり教育委員会として、この杉並の大きな特色である学校運営協議会、学校支援本部、また青少年委員による地域教育連絡協議会、地教連、それから地域教育推進協議会、地教推の取組というものをアップデートさせて、地域学校協働活動というものを充実発展させていきたいということをずっと思って、また校長会でも話をしているところです。

何回か出てきましたが、学校というものがこの地域にあまねく存在する最大の公共財であるということ、地域とともにある学校という基本理念というのは、ある意味もう普遍的で、この考え方は時代が変わってもずっと受け継がれていくものだと思っているところであります。

学校を中心としたいいわゆるスクールコミュニティを発展させていく、学校を取り巻く保護者だったり卒業生だったり多様な人たちがいますので、そういったものを発展させていくことが杉並にとっての地域自治を推進する大きな貢献に役立つのではないかな。ちょっと言い方が堅いですが、そういったことがいわゆる社会関係資本を充実することにつながっていく、それが、そこで育つ子どもたちの生活体験も充実させて、いわゆる社会の好循環が生まれていくのだろうなと思っています。

例えば今後学校運営協議会などで、学校教育以外で地域の子どもたちをどのように育てていくのかというのを検討したりだとか、またそういうことによって、そこに関わる地域の人たちのやりがいだったり生きがい創出できるようなことができれば、結果的にビジョンで目指すみんなのしあわせを創る杉並の教育の実現につながっていくのではないかなと思っています。

そういった社会を実現していくためにも、先を見通す目や現状分析能力の向上、そして法令遵守など、教育委員会としての組織力をさらに強化していく必要があるということ、私は改めて認識したところであります。

総合教育会議だけでなく、現場レベルでの情報共有や意見交換を今後も大切にしていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

区長 ありがとうございます。今日は、通常、総合教育会議は年に一遍ということではあったのですが、教育委員会の呼びかけで、年度末となりましたが、2回目を開催させていただきました。本当に感謝いたします。

今日のこの会議を通じて今、教育長がおっしゃったように、教育部局と教育委員会のさらなる連携とコミュニケーションがこれほど重要だと思うことはございません。ですので、区長部局での取組、そして教育委員会の取組、これも一緒にやってきてはいるのですが、ここでいま一度一堂に会して、理解を深めて、そして後ろに座っている教育委員会と区長部局の職員みんなが聞く場で私たちの考えが共有されて、前に進んでいくことを、意識を共に表明していくということが絶対に力になると感じる会議でした。

課題はたくさん両者あります。それでも、やはりこういう未来でありたいという具体的な目標というのを見ない限りは、絶対前に進めないと思っております。これは区政全般について私はそう思っているのですけれども。

ですので、こういった総合教育会議の場というのは、課題をしっかりと認識した上で、私たちが共通の未来に進んでいける道しるべというか、そういうことを共有できるものとして、これからもこの総合教育会議、私、本当に大切にしていきたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いします。

最後に「オール杉並」ということで、本日はありがとうございました。